

答弁書第二三五号

内閣参質一七七第二三五号

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員横山信一君提出介護職員等によるインスリン注射等の実施に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

参議院議員横山信一君提出介護職員等によるインスリン注射等の実施に関する質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねの厚生労働省令で定めるものについては、現時点では、御指摘の「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」での議論も踏まえ、一定の範囲の喀痰吸引及び経管栄養の措置とすることを考えている。

将来的にこの行為の範囲の議論が必要となった場合については、関係者との議論も行った上での慎重な検討が必要になると考えている。

二について

お尋ねの「たん（の）吸引や経管栄養等」は、介護現場等において必要とされる行為であって、医行為に該当するものとして検討すべき内容を指しており、喀痰吸引と経管栄養の措置を代表的な行為として例示したものであって、「等」について個別具体的な行為を想定したものではない。

